



鳥取県公報

平成17年10月28日(金)
号外第176号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則 (106) (環境政策課)	3
	鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (107) (労働雇用課)	9
告 示	石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準 (813) (環境政策課)	10

———公布された規則のあらまし———

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（以下「条例」という。）の設定に伴い、石綿含有材料等を取り扱う事業者等が条例の規定に基づき行う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散の状況の調査の方法その他条例の施行に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 石綿含有材料等	条例の対象となる石綿を含有する保温材等は、次に掲げるもののうち石綿の含有量が重量の1パーセントを超えるものとする。 保温材、断熱材及び耐火被覆材 石綿成形板 石綿セメント管
(3) 事業者が行う調査等	石綿含有材料等を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）が行う調査は、次に掲げる工場、作業場又は事業場（以下「工場等」という。）において、労働安全衛生法に規定する厚生労働大臣の定める作業環境測定基準及び大気汚染防止法施行規則に規定する環境大臣が定める測定法により行うものとする。 ア 吹付け石綿、保温材、断熱材及び耐火被覆材に係る石綿粉じん排出等作業（以下「作業」という。）を行う工場等のうち、期間が2日を超える作業を行うもの イ 石綿成形板に係る作業を行う工場等のうち、建築物の延べ面積が1,000平方メートル以上のもの ウ 石綿含有材料等を廃棄物として積替え保管又は処分する工場等 事業者は、 の調査を6月を超えない期間ごとに1回行い、その結果を記録した記録簿等を30年間保存するものとする。 事業者は、工場等に勤務する者、工場等の周辺に居住する者その他の関係者の求めがあるときは、 の記録簿等を閲覧に供するものとする。

	<p>の調査結果の公表は、 の記録簿等に記載した事項を工場等の見やすい箇所に掲示することにより行う。</p>
(4) 多数の者が使用する建築物	<p>大気中の石綿の粉じんの調査等を行わなければならない多数の者が使用する建築物は、次の用途に供される部分の延べ面積が500平方メートル以上の建築物とする。</p> <p>学校、講習所、訓練所又は研修所 病院又は診療所 卸売市場、百貨店又は店舗 事務所 共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）又は寄宿舍 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 集会場又は公会堂 博物館、美術館又は図書館 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 ホテル又は旅館 公衆浴場 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）</p>
(5) 建築物の所有者等が行う調査等	<p>(4)の建築物の所有者等（以下「所有者等」という。）が行う調査は、大気汚染防止法施行規則に規定する環境大臣が定める測定法により行うものとする。</p> <p>所有者等は、 の調査を6月を超えない期間ごとに1回行い、その結果を記録した記録簿等を30年間保存するものとする。</p> <p>所有者等は、共用部分を利用する者その他の関係者の求めがあるときは、 の記録簿等を閲覧に供するものとする。</p> <p>の調査結果の公表は、 の記録簿等に記載した事項を共用部分の見やすい箇所に掲示することにより行う。</p>
(6) 石綿粉じん排出等作業の実施の届出	<p>作業実施届出書の様式及びその添付書類を定める。</p> <p>条例に定める事項のほか、作業の実施について知事に届出を要する事項を定める。</p>
(7) 廃棄予定量等の届出	<p>廃棄予定量届出書及び廃棄状況報告書の様式を定める。</p> <p>廃棄状況報告書は、最終的に処分が終了した日から14日以内に提出するものとする。</p>
(8) 石綿粉じん排出等作業に係る掲示	<p>作業を行う者は、作業の種類、施工事業者等を、作業場所の見やすい箇所に、作業開始の日の7日前から作業終了の日までの間掲示するものとする。</p>
(9) その他	<p>二以上の石綿粉じん排出等作業に係る届出等必要な事項を規定する。</p>
(10) 施行期日	<p>公布の日とする。ただし、(4)から(7)まで及び(9)の一部は、平成17年11月1日とする。</p>

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

個人情報の適正な取扱いを図るため、個別労働関係紛争あっせん員候補者名簿の記載事項の見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 個別労働関係紛争あっせん員候補者名簿の記載事項から、生年月日、住所及び連絡先を削る。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第106号

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（平成17年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(石綿含有材料等)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める石綿を含有する保温材等は、次の各号に掲げるもののうち石綿の含有量が重量の1パーセントを超えるものとする。

- (1) 保温材、断熱材及び耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）
- (2) 石綿成形板（セメント、けい酸カルシウム等の原料に石綿を補強繊維として混合し、成形したものをいう。以下同じ。）
- (3) 石綿セメント管（セメント及び石綿を混合し、管状に成形したものをいう。）

(事業者が行う調査等)

第4条 条例第4条第2項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、次に掲げる工場、作業場又は事業場（以下「工場等」という。）において行うものとし、工場等の施設内にあつては労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第2項に規定する厚生労働大臣の定める作業環境測定基準により行い、工場等の敷地の境界線にあつては大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法により行うものとする。

- (1) 吹付け石綿、保温材、断熱材及び耐火被覆材に係る石綿粉じん排出等作業（以下「作業」という。）を行う工場等のうち、期間が2日を超える作業を行うもの
- (2) 石綿成形板に係る作業を行う工場等のうち、建築物の延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
- (3) 石綿含有材料等を廃棄物として積替え保管又は処分する工場等

2 調査は、6月を超えない期間ごとに1回行うものとする。

3 条例第4条第1項の事業者（以下「事業者」という。）は、調査の結果として、調査者、調査の年月日及び時間、調査時の天候並びに調査の箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を30年間保存するものとする。

4 事業者は、工場等に勤務する者、工場等の周辺に居住する者その他の関係者の求めがあるときは、前項の記録簿等を閲覧に供するものとする。

5 条例第4条第2項の規定による調査結果の公表は、第3項の記録簿等に記載した事項を工場等の見やすい箇所に掲示することにより行うものとする。ただし、調査結果が判明するまでに作業が終了した場合は、この限りでない。

（多数の者が使用する建築物）

第5条 条例第6条第1項の規則で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積が500平方メートル以上の建築物とする。

- (1) 学校、講習所、訓練所又は研修所
- (2) 病院又は診療所
- (3) 卸売市場、百貨店又は店舗
- (4) 事務所
- (5) 共同住宅（賃貸の用に供されているものに限る。）又は寄宿舎
- (6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- (7) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- (8) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (9) 集会場又は公会堂
- (10) 博物館、美術館又は図書館
- (11) 体育館、水泳場、ポーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- (12) ホテル又は旅館
- (13) 公衆浴場
- (14) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (15) 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）

（建築物の所有者等が行う調査等）

第6条 条例第6条第1項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）は、条例第6条第1項の共用部分（以下「共用部分」という。）について大気汚染防止法施行規則第16条の2及び第16条の3第1号に規定する環境大臣が定める測定法により行うものとする。ただし、封じ込め又は囲い込みの措置を行い、明らかに飛散のおそれのない場合は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士その他別に定める者の目視をもって代えることができる。

2 調査は、6月を超えない期間ごとに1回行うものとする。

3 条例第5条第1項の所有者等（以下「所有者等」という。）は、調査の結果として、調査者並びに調査の年月日、時間、箇所及び方法を明らかにして記録簿等に記録し、当該記録簿等を30年間保存するものとする。

4 所有者等は、共用部分を利用する者その他の関係者の求めがあるときは、前項の記録簿等を閲覧に供するものとする。

5 条例第6条第1項の規定による調査結果の公表は、第3項の記録簿等に記載した事項を共用部分の見やすい箇所に掲示することにより行うものとする。ただし、第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

（石綿粉じん排出等作業の実施の届出）

第7条 条例第7条第1項又は第2項の規定による届出は、石綿粉じん排出等作業実施届出書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第7条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 作業の対象となる建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の構造
- (2) 注文者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに所在地）並びに連絡先
- (3) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先
- (4) 下請負人が作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先

3 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況を明示した書類
- (2) 作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
(廃棄予定量等の届出)

第8条 条例第10条第1項の規定による届出は、石綿含有材料等廃棄予定量届出書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第10条第2項の規定による報告は、石綿含有材料等廃棄状況報告書（様式第3号）によるものとする。

3 前項の報告は、最終的に処分が終了した日（処分を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第3項又は第4項の規定に基づく最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日）から14日以内に行うものとする。

(石綿粉じん排出等作業に係る掲示)

第9条 作業を行う者は、次の各号に掲げる事項を作業場所の見やすい箇所に、作業開始の日の7日前から作業終了の日までの間掲示するものとする。

- (1) 作業の種類
- (2) 施工事業者名並びに住所及び連絡先
- (3) 現場責任者氏名
- (4) 作業を行う期間
- (5) 飛散防止のための措置の概要
- (6) 条例又は大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第2項の規定による届出の届出先及び連絡先並びに届出の年月日

2 作業を行う者は、前項各号に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに掲示内容を修正しなければならない。

(二以上の石綿粉じん排出等作業に係る届出)

第10条 二以上の作業について条例の規定による届出をする者は、当該二以上の作業が同一の建築物等について行われる場合に限り、一の届出書によることができる。

(身分証明書)

第11条 条例第11条第2項に規定する証明書は、様式第4号によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第8条まで及び第11条の規定は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に着手している作業に係る第9条第1項の規定の適用については、同項中「作業開始の日の7日前から」とあるのは、「条例第7条第1項の届出を行った日から」とする。

(この規則の失効)

3 この規則は、平成21年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

石綿粉じん排出等作業実施届出書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

石綿粉じん排出等作業を実施するので、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第7条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所			
石綿粉じん排出等作業の種類			
石綿粉じん排出等作業の実施の期間	着手	年 月 日	* 整理番号
	終了	年 月 日	* 受理年月日
石綿含有材料等の種類	吹付け石綿 保温材、断熱材又は耐火被覆材 石綿成形板 石綿セメント管		* 審査結果
石綿含有材料等の使用箇所			
石綿含有材料等の使用数量			
石綿粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり		
石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造	耐火建築物・準耐火建築物 その他 () 延べ面積 m ² (階建)		* 備 考
注文者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びに所在地)並びに連絡先			
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡先			
下請負人が石綿粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先			

注 1 石綿含有材料等の種類の欄及び石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の構造の欄は、該当するものを で囲むこと。

2 *印の欄には、記入しないこと。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

別紙

石綿粉じん排出等作業の方法

石綿粉じん排出等作業の箇所	
種類、型式及び設置数	

集じん・排気装置	排気能力 (m ³ /秒)	(m ³ /秒)
	使用する高性能エアフィルタの種類及びその集じん効率	
使用する資材及びその種類		
石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法		
石綿粉じんの調査計画		

- 注 1 石綿粉じん排出等作業が複数行われるときは、作業ごとに別葉とすること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤、固化剤等の薬液、隔離用のシート、接着テープ等石綿粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、条例第2条第4号に規定する飛散等防止基準において定められた措置と同等以上の効果を有する措置をとる場合においては、その措置の内容、散水の方法、封じ込め又は囲い込みの方法等を記載すること。
- 4 石綿粉じんの調査計画の欄には、測定回数、測定地点数等を記載し、添付図面に測定位置を示すこと。

添付書類

作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。)

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

石綿含有材料等廃棄予定量届出書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

㊟

（法人にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

石綿含有材料等を廃棄するので、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

石綿粉じん排出等作業により発生する石綿含有材料等の種類及び量	
廃棄する石綿含有材料等の種類及び量	
石綿含有材料等の種類ごとの廃棄の方法（運搬又は処分を委託する場合にあっては、その相手方の名称、所在地及び連絡先を含む。）	運搬方法及び荷姿 処分方法
運搬先の事業場の名称及び所在地	

石綿含有材料等の最終処分を行う場所
の所在地

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号 (第8条関係)

年 月 日

石綿含有材料等廃棄状況報告書

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

届出者 氏 名

㊟

(法人にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

石綿含有材料等の廃棄が終了したので、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおりその状況を報告します。

石綿粉じん排出等作業により発生した 石綿含有材料等の種類及び量	
廃棄した石綿含有材料等の種類及び量	
石綿含有材料等の種類ごと の廃棄の方法 (運搬又は処 分を委託した場合にあって は、その相手方の名称、所 在地及び連絡先を含む。)	運搬方法 及び荷姿 処分方法
運搬先の事業場の名称及び所在地	
石綿含有材料等の最終処分を行った場 所の所在地	
廃棄が終了した年月日	

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 石綿含有材料等の処分を委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第12条の3第3項又は第4項の規定に基づき送付を受けた最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しを複写したものを添付すること。(運搬のみを委託した場合にあっては、同条第2項の規定に基づき送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写したものを添付すること。)

様式第4号 (第11条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所属 職名

氏名

上記の者は、鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例第11条第1項の規定により検査を行うことができる職員であることを証する。

年 月 日

職 氏名 印

(裏)

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例 (抜すい)

(立入検査等)

第11条 知事は、大気汚染防止法第26条第1項及び第2項に規定するもののほか、この条例を施行するため必要な限度において、所有者等若しくは特定工事を行う者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、所有者等が所有し、管理し、若しくは占有している建築物若しくは特定工事を行っている土地若しくは建築物に立ち入り、その建築物の管理若しくは工事の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第107号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(あっせん員候補者名簿) 第3条 知事は、条例第5条の個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下この項において「あっせん員候	(あっせん員候補者名簿) 第3条 知事は、条例第5条の個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下この項において「あっせん員候

補者」という。)の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(1) あっせん員候補者の氏名及び職業

(2)及び(3) 略

2 略

補者」という。)の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(1) あっせん員候補者の氏名、生年月日、職業、住所及び連絡先

(2)及び(3) 略

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第813号

鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例（平成17年鳥取県条例第67号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準を次のとおり定めたので、告示する。

平成17年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

石綿粉じん排出等作業に伴う石綿の粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準

1 吹付け石綿（条例第2条第2号に規定する吹付け石綿をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。

<p>(1) 石綿が吹き付けられた建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業（(2)に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている石綿を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>ア 吹付け石綿の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>イ 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格Z四八二に規定する放射性エアロゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ウ 除去する吹付け石綿を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>エ 吹付け石綿の除去後、作業場の隔離の解除に当たっては、吹付け石綿を除去した部分に石綿の粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の石綿の粉じんを処理すること。</p>
<p>(2) 石綿が吹き付けられた建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ吹付け石綿を除去することが著しく困難な作業	
(3) 石綿が吹き付けられた建築物等を改造し、又は補修する作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている石綿を除去し、囲い込み、若しくは封じ込めるか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 吹付け石綿の除去に当たっては、(1)のアからエまでに掲げる事項を遵守すること。 イ 吹付け石綿の囲い込み又は封じ込めに当たっては、当該吹付け石綿の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該吹付け石綿を除去すること。

2 保温材、断熱材及び耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。

(1) 保温材、断熱材又は耐火被覆材が使用されている建築物等を解体する作業	吹付け石綿に係る作業基準に準じた方法により行うこと。
(2) 保温材、断熱材又は耐火被覆材が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	吹付け石綿に係る作業基準に準じた方法により行うこと。

3 石綿成形板（鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例施行規則（平成17年鳥取県規則第106号。以下「規則」という。）第3条第2号に規定する石綿成形板をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。

(1) 石綿成形板が使用されている建築物等を解体する作業	次に掲げる事項を遵守して作業を行うか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 解体を行う建築物等をシート等により覆うこと。 イ 解体を行う建築物等を湿潤化すること。 ウ 飛散防止のための適切な工法による解体作業を行うこと。 エ 解体した石綿成形板は、湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、場外に搬出すること。また、細かく破砕されたものは、ビニール袋等に密閉し、場外に搬出すること。
(2) 石綿成形板が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業	(1)に準じた方法により行うこと。

4 石綿セメント管（規則第3条第3号に規定する石綿セメント管をいう。以下同じ。）に係る作業基準は、次のとおりとする。

(1) 石綿セメント管を撤去する作業	次に掲げる事項を遵守して作業を行うか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 ア 撤去する石綿セメント管を湿潤化すること。 イ 飛散防止のための適切な工法による撤去作業を行うこと。 ウ 撤去した石綿セメント管は、湿潤状態を保ちながら、場外に搬出すること。また、切断くず等の細かく破砕されたものは、ビニール
--------------------	---

	袋等に密閉し、場外に搬出すること。
(2) 石綿セメント管を改造し、又は補修する作業	(1)に準じた方法により行うこと。